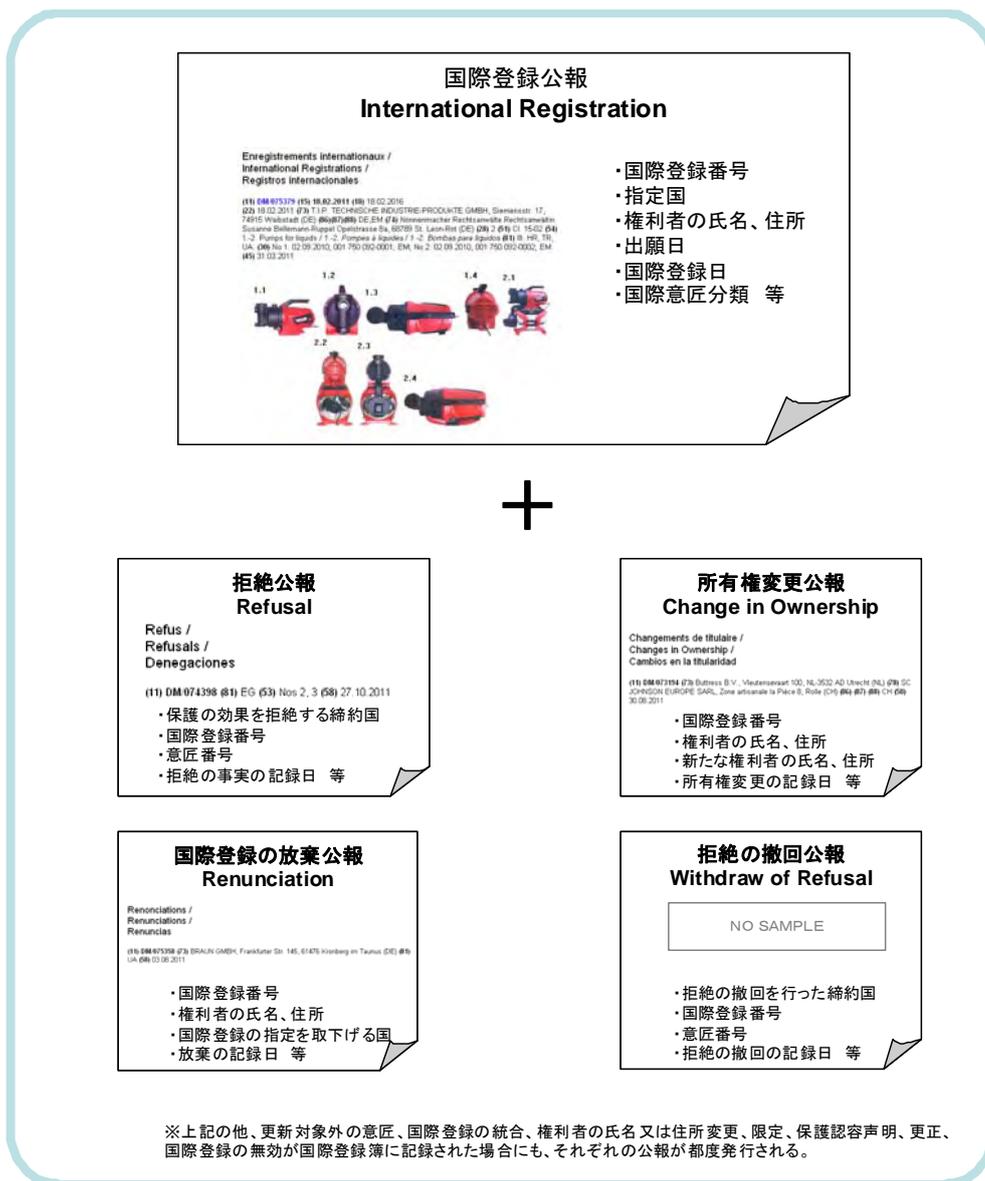


国際公開と我が国の登録公報について

1. ヘーグ協定ジュネーブ条約における国際事務局が公開する公報の概要

ヘーグ協定ジュネーブ条約(以下「ジュネーブ条約」という)においては、国際事務局は、新たな国際登録、更新及び既存の国際登録の修正を公開することとしている。



第10条(3)(国際登録、国際登録日、公開及び国際登録の秘密の写し)¹及びヘーグ共通規則第17規則(国際登録の公開)²に基づいて、国際事務局は国際登録から6か月後に国際登録を国際登録公報で公開するが、出願人が出願時に早期公開を請求している場合には、国際登録の後、直ちに公開される。

また、ジュネーブ条約第11条(公開の延期)³に基づいて出願人が出願時に公開の延期を請求している場合には、所定の期間の満了時に公開されることになる。ただし、国際登録の公開の延期の期間内に国際登録の対象である1又は2以上の意匠に対し、名義人が全ての指定締約国について、放棄又は限定する場合には、その意匠は公開されない。

そのほか、出願人は、出願時に国際登録の公開の延期を請求すると、公開手数料は公開前までに国際事務局に支払えばよいが、公開の延期の期間の満了時までには公開手数料が支払われない場合には、国際登録は取り消され、公開もされない。

②国際登録の更新及び既存の国際登録の修正の公開

国際事務局が公開する公報には、新たな国際登録の公開の他に、表1に示すように権利更新、権利更新無し、所有権移転、国際登録の統合、意匠権者の名前や住所の変更、放棄、限定、拒絶、拒絶の撤回、保護認容声明、無効、更正があり、これらの情報は、国際登録簿への記録があるたび度にそれぞれ公開される。

なお、新たな国際登録の公開から逐次公開された情報を意匠登録ごとにまとめた公報は存在せず、権利の経過や最新情報については、それぞれの公報が発行されていないかを確認する必要がある。

¹ ジュネーブ条約第10条

(3)[公開] (a) 国際登録は国際事務局が公開する。その公開はすべての締約国において十分な公開とみなされ、名義人に対しそれ以外の公開を要求することはできない。(仮訳、以下同じ)

(b) 国際事務局は、国際登録の公開の写しを各指定官庁に送付する。

² ヘーグ共通規則第17規則

(1)[公開の時期] 国際登録は、次のように公開する。

(i) 出願人が請求した場合には、登録の後ただちに。

(ii) 公開の延期が請求され、かつ請求が無視されない場合には、延期の期間が満了した日又は満了したとみなされた日の後ただちに。

(iii) その他の場合には、国際登録日の6か月後又は国際登録日の後できるだけ早く。

(2)[公開の内容] 公報における国際登録の公開は、次のものを含む。

(i) 国際登録簿に記録された情報

(ii) 意匠の一又は複数の複製物

(iii) 公開が延期された場合には、延期の期間が満了した日又は満了したとみなされた日の表示

³ ジュネーブ条約第11条

(1)[公開の延期に関する締約国法令の規定] (a) 所定の期間を超えない期間内で締約国の法令が意匠の公開の延期を規定している場合、その締約国は、宣言により、認められる延期の期間を事務局長に通告する。

(b) 締約国の法令が意匠の公開の延期を規定していない場合、その締約国は、宣言により、その事実を事務局長に通告する。

(2)[公開の延期] 国際出願が公開の延期を求める請求を含む場合、その公開は次の時に行われる。

(i) 国際出願において指定された締約国のいずれもが(1)の規定に基づく宣言を行っていない場合は、所定期間の満了時、又は

(ii) 国際出願において指定された締約国のいずれかが(1)(a)の規定に基づく宣言を行っている場合は、その宣言において通告された期間の満了時。又は、そのような指定締約国が複数ある場合には、それらの締約国の宣言において通告されたもっとも短い期間の満了時。

(2) 言語について

そのほか、ヘーグ共通規則第6規則(4)⁴に基づいて、国際出願は、国際事務局によって英語、フランス語、スペイン語に翻訳され、国際意匠公報は、3つの言語を併記して公開される。

(3) 発行時期について

国際事務局によって公開される新たな国際登録の公開は、公開可能になった後、毎週一回発行される。

権利更新、権利更新無し、所有権移転、国際登録の統合、意匠権者の名前や住所の変更、放棄、限定、拒絶、拒絶の撤回、保護認容声明、無効、更正に関する公報は、国際登録簿に記録された後、毎週一回発行される。

【表1 国際意匠公報の種類】

公報の種類	掲載内容	備考
国際登録	(11)登録番号 (15)国際登録日 (22)出願日 (73)意匠権者の名前及び住所 (86)意匠権者がどこの締約国民であるか (87)意匠権者の住所がある締約国 (88)意匠権者の工業上若しくは商業上の営業所を持っている領域の締約国 (85)意匠権者が通常居住する住宅を持っている領域の締約国 (89)出願人の締約国 (74)代表の名前及び住所 (72)意匠の創作者の名前及び住所 (28)国際登録に含まれた意匠の数 (51)国際意匠分類 (54)製品の表示 (57)(55)意匠の説明	国際出願後 6 か月後に公開。この後、審査国では審査段階に移行。

⁴ ヘーグ共通規則第6規則

(2)[記録及び公開] 国際登録並びにその国際登録について規則に基づいて記録及び公開されたすべての情報の国際登録簿への記録及び公報における公開は、英語、フランス語及びスペイン語で作成される。国際登録の記録及び公開は、国際出願が国際事務局によって受領された言語を表示する。

(4)[翻訳] (2)に基づく記録及び公開のために必要な翻訳は、国際事務局が作成する。出願人は、国際出願に含まれる原文の翻訳案を国際出願に付加することができる。翻訳案が国際事務局によって正しいものとみなされない場合には、訂正案に対する意見を、その求めから一カ月以内に提出することを出願人に求めた後に、その翻訳は国際事務局によって訂正される。

	<p>(82)指定した指定締約国が創作者に関する宣言をしているときの記載。</p> <p>(27)国際登録の種類(注:1934年アクト、1960年アクトのみ該当)</p> <p>(81)指定締約国がどのアクトの下で指定されたか(例:Ⅲ→1999年アクトによる)</p> <p>(30)パリ条約に基づく優先権主張に関する情報</p> <p>(23)国際展示会に関する情報</p> <p>(46)国際公開の繰延べが終了した日</p>	
権利更新	<p>(11)登録番号</p> <p>(15)更新日時(1R=最初の更新、2R=2回目の更新)</p> <p>(73)意匠権者の名前及び住所</p> <p>(81)指定締約国</p> <p>(53)更新された意匠番号</p>	
権利更新無し	<p>(11)登録番号</p>	
所有権移転	<p>(11)登録番号</p> <p>(73)前意匠権者の名前及び住所</p> <p>(68)一部の所有権が移転された登録番号</p> <p>(78)新意匠権者の名前及び住所</p> <p>(86)新意匠権者がどこの締約国民であるか</p> <p>(87)新意匠権者の住所がある締約国</p> <p>(88)新意匠権者の工業上若しくは商業上の営業所を持っている領域の締約国</p> <p>(85)新意匠権者が通常居住する住宅を持っている領域の締約国</p> <p>(81)指定締約国がどのアクトの下で指定されたか(例:Ⅲ→1999年アクトによる)</p> <p>(53)移転があった意匠番号</p> <p>(58)国際登録簿に記載した日</p>	
国際登録の統合	<p>(11)登録番号</p> <p>(69)統合後の登録番号</p> <p>(58)国際登録簿に記載した日</p>	
意匠権者の名前や住所の変更	<p>(11)登録番号</p> <p>(73)意匠権者の新しい名前及び住所</p> <p>(58)国際登録簿に記載した日</p>	

放棄	(11)登録番号 (73)意匠権者の名前 (81)放棄が部分的であった場合の関係する指定締約国 (58)国際登録簿に記載した日	
限定	(11)登録番号 (73)意匠権者の名前 (81)限定する指定締約国 (53)国際登録から削除された意匠番号 (58)国際登録簿に記載した日	
拒絶	(11)登録番号 (81)拒絶の宣言をした指定締約国 (53)拒絶された意匠番号 (83)この拒絶が再調査又は不服の申立の対象となり得るか否かの表示	
拒絶の撤回	(11)登録番号 (81)拒絶を撤回した指定締約国と国際事務局に通報した日 (53)拒絶が撤回された意匠番号 (58)国際登録簿に記載した日	
保護認容声明	(11)登録番号 (81)保護認容声明を通報した指定締約国と保護開始の日 (53)保護される意匠番号 (58)国際登録簿に記載した日	
無効	(11)登録番号 (73)意匠権者の名前 (81)無効とした指定締約国と無効になった日 (53)無効になった意匠番号 (58)国際登録簿に記載した日	
更正	(11)登録番号 (73)意匠権者の名前 (58)国際登録簿に記載した日	

(WIPO のHP参照<http://www.wipo.int/hague/en/bulletin/haguebulletin/notes.html>)

※表中の(数字)はINIDコード⁵を示す。

⁵ Internationally agreed Numbers for the Identification of Data(書誌的事項の識別記号)の略。言語及び制度の相違する各国において、知的財産権の情報や文献等を共通に取り扱うことができるよう、世界知的所有権機関(WIPO)では各種のWIPO標準を設けている。意匠公報に掲載される書誌事項を識別するための INID コードは、WIPO標準 ST.80 におい

2. 問題の所在

(1) 我が国の意匠公報との種類や内容の違いの問題

意匠法第20条(意匠権の設定の登録)⁶に基づいて、実体審査を経て設定登録となった意匠は我が国の意匠公報に掲載される。

そのほか、意匠法第66条(意匠公報)⁷に基づいて、意匠権の設定の登録の他、権利の消滅、審判・再審の請求、確定審決・判決等について意匠公報に掲載される。また、同一又は類似の2以上の意匠が同日に出願された場合において、出願人の協議により意匠登録を受けるべき一の意匠を定められなかった場合は、いずれの出願も拒絶されるが、これらの出願については、例外的に先願の地位を認めるため、意匠公報に掲載される。

以下に、我が国で発行される意匠公報の種類を示す。

【表2 我が国で発行される公報】

公報種別	法令・条項など	概要
意匠公報	意匠法第20条第3項	・意匠権の設定登録があったときに発行。(秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載) ・協議が成立した場合は、その旨を掲載(意匠法施行規則第19条第2項)
協議不成立意匠出願公報	意匠法第66条第3項	協議不成立となり、拒絶が確定したときに発行(秘密意匠については、秘密にすることを指定した期間の経過後に、願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容を掲載)

て取り決められている。

⁶ 意匠法第20条 意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

⁷ 意匠法第66条 特許庁は、意匠公報を発行する。

2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 意匠権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第四十四条第四項の規定によるものを除く。)又は回復(第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。)

二 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若しくは再審の確定審決(意匠権の設定の登録がされたものに限る。)

三 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

四 第五十九条第一項の訴えについての確定判決(意匠権の設定の登録がされたものに限る。)

審決公報（意匠判決公報）	意匠法第66条第2項第4号	審決等に対する訴えについての確定判決（設定登録されたものに限る）
審決公報（意匠判定公報）	なし	判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正中立な立場で判断した判定結果を公表し、類似判断等の参考情報として発行。
特許庁公報（公示号）	意匠法第68条第5項	公示送達
特許庁公報（公示号）	意匠法第66条第2項第1号	意匠権の消滅又は回復
特許庁公報（公示号）	意匠法第66条第2項第2号	審判請求、再審請求又はこれらの取下げ（意匠権の設定の登録がなされたものに限る）
特許庁公報（公示号）	意匠法第66条第2項第3号	裁定の請求若しくは取下げ又は裁定

上記のように我が国で発行されている意匠公報には、国際事務局が発行する公報にはない公報が存在するが、これらはそれぞれの必要があって発行されているものであるから、国際出願についても我が国が独自に発行することが必要になると考えられる。

また、国際事務局が公開する新たな国際登録の公報と我が国が発行する意匠権の設定の登録の公報の掲載項目には、参考資料4に示すように違いがある。

我が国が発行する意匠権の設定の登録の公報にのみ掲載されている本意匠や関連意匠の情報、部分意匠の情報、日本意匠分類や参考文献、特徴記載書の情報は、権利者や第三者にとって、権利の内容を知る上で重要な情報であるが、我が国が意匠権の設定の登録の公報を発行しない場合、国際事務局が発行する公報だけでは、知ることができないことになるという問題がある。

(2) 公報により先行調査や権利調査を行う際の問題

国際事務局が発行する公報は、表1で示すように、各段階において発行されるため、例えば、我が国で審査を経て最終的に登録になったか否かというような基本的な事実についても、国際登録公報のみならず、少なくとも国際事務局が発行する拒絶の撤回や保護認容声明の公報を確認する必要がある。（保護認容声明が通知されないで登録になったような場合には、国際事務局が発行する公報には掲載されない可能性もある。）

また、我が国での審査において、拒絶の理由を解消するため等の目的で手続の補正がなされる可能性があるが、その内容は国際事務局への通知はできず、国際登録簿にも反映されないため、こうした場合には、国際事務局が発行する公報を確認するだけでは、国内原簿の内容を第三者が知ることができないという問題もある。

さらに、(1)でも触れたように、公報掲載項目については、登録になった意匠を特定するために必要な情報は国際登録公報でも掲載されるものの、我が国の公報に掲載している本意匠や関連意匠の情報、部分意匠の情報、日本意匠分類や参考文献などは、掲載されないため、ユーザーサービスの観点からは、先行調査や権利調査をする上で検索ツールや情報が不足するという問題がある。

(3) 公報の発行形態と言語の問題

国際事務局が発行する公報は、複数の意匠を含む国際登録についても、1つの公報において、全ての意匠が掲載される。このため、先行意匠調査や権利調査では、調査対象とする物品以外にも参照されることになり、効率が悪い面がある。

また、国際事務局が発行する公報は、全ての項目が 3 つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で記載されており、参照しにくいという問題もある。

したがって、仮に国際登録に基づく意匠権を設定登録した公報を発行する場合、公報の発行単位をどうするか(国際登録単位で公報を発行するのか、意匠単位で公報を発行するのか)、記載する言語はどうするかが問題となる。

さらに、仮に英語で発行した場合には、これまでと同様に日本語で検索できるような仕組みが提供されなければ、ユーザーの利便性が低下するといった問題もある。

3. 対応の方向性

我が国で登録となった意匠を明確にするほか、2. で記述した様々な問題を解消するため、我が国を指定し、我が国で登録となった国際出願については、基本的には、通常の意匠出願と同様な種類、内容、形態(意匠単位)で意匠公報を発行するべきではないか。

ただし、その際の言語は、翻訳等により意匠の権利範囲に影響が生じることを避ける為、原語(英語)による記載とすることが適当ではないか。

また、我が国の制度ユーザーの意匠権調査における利便性を考え、日本語による検索を実現するための方策等の検討を引き続き行うべきではないか。